事業者のみなさまへ

～個人情報の取扱いについて～

　 **個人情報については、個人情報保護法はもちろん、大阪府個人　　情報保護条例、同条例に基づく事業者指針をも踏まえ、適切に取り扱っていただくよう、よろしくお願いします。**

**なお、大阪府個人情報保護条例では、次に掲げる個人情報については、特に慎重に取り扱うよう定めています。**

**⑴　思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報**

**⑵　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報**

**（人種、民族、詳細な本籍地、犯罪歴など）**

**大阪府個人情報保護条例及び事業者指針（抜粋）**

○大阪府個人情報保護条例

（事業者の責務）

第４７条　事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

２　事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

　一　思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報

二　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

○事業者指針

　４　個人情報の収集

1. 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行う。

（略）

　７　特に慎重な取扱いを要する個人情報

　　　次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う。

　　⑴思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報

1. 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報